

**契約解除**

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールが画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 千葉県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入(いわゆる訪問買取)</li> </ul> <p style="text-align: center; font-size: 2em;"><b>8日間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)</li> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> </ul> <p style="text-align: center; font-size: 2em;"><b>20日間</b></p>
---	--

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

千葉県消費生活センター .....043-207-3000	八千代市消費生活センター.....047-485-0559
銚子市消費生活センター .....0479-24-8194	我孫子市消費生活センター.....04-7185-0999
市川市消費生活センター .....047-320-0666	鎌ヶ谷市消費生活センター.....047-445-1246
船橋市消費生活センター .....047-423-3006	君津市消費生活センター.....0439-56-1529
木更津市消費生活センター .....0438-20-2234	浦安市消費生活センター.....047-390-0030
松戸市消費生活センター .....047-365-6565	四街道市消費生活センター.....043-422-2155
野田市消費生活センター .....04-7123-1084	袖ヶ浦市消費生活センター.....0438-62-3134
茂原市消費生活センター .....0475-20-1101	八街市消費生活センター.....043-443-9299
成田市消費生活センター .....0476-23-1161	印西市消費生活センター.....0476-42-3306
佐倉市消費生活センター .....043-483-4999	白井市消費生活センター.....047-492-1111
東金市消費生活センター .....0475-50-1238	富里市消費生活センター.....0476-93-5348
旭市消費生活センター .....0479-62-8019	匝瑳市消費生活センター.....0479-74-7007
習志野市消費生活センター .....047-451-6999	香取市消費生活センター.....0478-50-1300
柏市消費生活センター .....04-7164-4100	山武市消費生活センター.....0475-82-8453
市原市消費生活センター .....0436-21-0999	大網白里市消費生活センター.....0475-70-0344
流山市消費生活センター .....04-7158-0999	

センターの設置されていない市町村でも、相談を受け付けているところがあります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

千葉県消費者センター 〒273-0014 船橋市高瀬町66-18  
**相談電話 ☎047-434-0999**

受付時間 月～金曜日 9:00～16:30、土曜日 9:00～16:00 (日曜・祝日・年末年始はお休み)

令和5年12月作成

「この話、いいかも!」  
 思ったあなた、  
 いいかもです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



お近くの消費生活相談窓口  
 につながります **消費者ホットライン ☎188**

**千葉県消費者センター**  
**☎047-434-0999**

特別相談「若者の消費者トラブル110番」を令和6年1月12日(金)、13日(土)に実施します。

# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## ■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



**ウマイ話はない!**

**カモにならないために…**

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

**こんな目にあってしまうかも…**

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## ■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



**ちゃんと確認して!**

**カモにならないために…**

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## ■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



**カモにならないために…**

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

**こんな手口にも注意!**

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

## ■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



**契約前によく考えて!**

**カモにならないために…**

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。